相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区駒沢五丁目五五番地一、最後の住所福島県西白河郡泉崎村大字関和久字八雲神社三七番地五

被相続人　亡　伊藤　昭義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

福島県白河市道場小路九一番地五第六大成プラザ二階Ｃ室

相続財産管理人　弁護士　大野　貴雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市蓮沼ロの一四五九番地、最後の住所千葉県山武市蓮沼ロの一四五九番地

被相続人　亡　石橋　洋佑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稲毛区天台一丁目九番、最後の住所千葉県四街道市下志津新田二五四五番地五七一

被相続人　亡　柏崎　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市柚木町二丁目三五八番地二二、最後の住所東京都青梅市東青梅二丁目四番地の七朝日マンション東青梅七〇一号

被相続人　亡　井上　詔二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋茅場町一丁目六番地、最後の住所神奈川県座間市緑ケ丘二丁目一五番五号

被相続人　亡　西川　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

神奈川県相模原市中央区相模原一丁目二番一七号　クリスタルサガミハラ七階　橋本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　愼一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市本町一丁目一七番地、最後の住所神奈川県小田原市本町一丁目一三番一四号

被相続人　亡　森谷　彰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　田中　紀光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市関口一〇一二番地、最後の住所神奈川県座間市座間一丁目一九四四番地の六

被相続人　亡　酒巻　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号　サガミ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市桜島西道町一九七番地、最後の住所横浜市南区六ツ川二丁目一三二番地七　私の田舎一〇三号

被相続人　亡　園田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　飛田　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区中山六丁目七三三番地二、最後の住所新潟市東区中山六丁目二三番三号

被相続人　亡　田中　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

新潟市中央区下所島二丁目一四番一号コーポスワローＡ二〇二　下越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚野　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市笹原新田一四七番地、最後の住所静岡県三島市笹原新田一四七番地

被相続人　亡　本間　存**教**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

静岡県沼津市市場町三―一六ひまわりビル伊東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉浦　孝輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区山東四〇〇三番地、最後の住所静岡県浜松市天竜区山東四〇〇三番地

被相続人　亡　坪井　滿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

静岡県浜松市中区南浅田二丁目五番六号、事務所静岡県浜松市中区南浅田二丁目二番一一号　司法書士法人ふたば

相続財産管理人　上原あかね

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区杉山一三八六番地三、最後の住所静岡県静岡市清水区杉山一三八六番地の六

被相続人　亡　朝日　東洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十六日

静岡市葵区追手町二―二〇　ヤマムラビル追手町六階Ｃ号室　あい法律事務所

相続財産管理人　荒巻　郁雄

第105期決算公告

平成28年6月20日

徳島県徳島市南沖洲5丁目8番72号

徳島通運株式会社

代表取締役社長　門田　征士

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,930
	固定資産	2,237
	合計	5,167
負債及び純資産の部	流動負債	1,008
	固定負債	594
	株主資本	3,473
	資本金	50
	利益剰余金	3,423
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	3,410
	（うち当期純利益）	（164）
	評価・換算差額等	92
	合計	5,167